

## 愛知県成年後見制度利用促進協議会開催要綱

### （目的）

第1条 認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある人たちを支援する成年後見制度（以下「制度」という。）の利用促進を図るため、愛知県成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

### （協議内容）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- 一 県民への制度の利用普及・促進に関すること。
- 二 関係機関の連携に関すること。
- 三 制度の利用促進に係る市町村への支援に関すること。
- 四 その他、協議会が必要と認めること。

### （構成員）

第3条 委員は、次の各号に掲げる機関の者をもって構成する。

- 一 専門職団体
- 二 社会福祉協議会
- 三 中核機関
- 四 当事者団体
- 五 家庭裁判所
- 六 関係行政機関

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （役員）

第4条 協議会には会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の議事をつかさどる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。

### （運営）

第5条 協議会は、会長（委員の選任後、最初に開かれる会議において会長が決定するまでは「愛知県福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症施策推進室長」と読み替える。以下同じ。）が招集し、議長を務める。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、原則として公開とするものとする。ただし、愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が含まれる事項に関して協議を行う場合又は会議を公開とすることにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときはこの限りでない。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第7条 協議会の議事について会議録を作成する。

2 会議録は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合、当該部分については非公開とする。

3 会議録の保存期間は5年間とする。

(会議の特例)

第8条 会長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない理由がある場合には、構成員に議事の概要を記載した書面を送付し、その意見を徴することにより協議会の開催に代えることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、愛知県福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症施策推進室が処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。